CORPORATE GOVERNANCE

KOATSU GAS KOGYO CO., LTD.

最終更新日:2019年8月9日 高圧ガス工業株式会社

取締役社長 澁谷 信雄

問合せ先:取締役管理本部長 池田 佳弘

証券コード: 4097 http://www.koatsugas.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1.基本的な考え方

当社は、株主、顧客、地域社会、従業員など多くの関係者の期待に応え、社会の信頼と共感を得られる企業であるために、また、健全な企業として存続していくために、企業価値の向上をめざします。企業価値の向上には、収益力や業容の拡大による事業基盤の拡大のみならず、経営上の諸問題を自ら適正に解決、改革していく経営管理組織の存在が不可欠であり、コーポレート・ガバナンス体制の整備と強化に真摯に取り組んでまいります。

(高圧ガス工業グループの企業理念)

- 1.「人と技術と環境の調和。無限の可能性に挑む。」という理念のもと、「創業の精神を忘れずに、アセチレンバウム(アセチレンの樹)の夢を追い求めて、限りない可能性の炎を燃やし続ける。」グループ企業をめざします。
- 2.「株主」及び「取引先」各位ならびに「従業員」を三位一体と考え、公正妥当な倫理基準に基づいた事業活動を通じて、社会に貢献できる経営を 行ないます。
- 3.全般的な経営の効率化を地道に推進し、企業体質の健全性を維持しながら、企業価値を高め、事業規模の拡大をはかります。
- 4.「安全・安心をすべての基本姿勢」とし、創業以来一貫して、この姿勢を貫いております。
- 5.「地域に密着した企業ブランド」を構築し、存在感のあるグループ企業をめざします。
- この企業理念は、高圧ガス工業グループ企業共通の認識であり、全社一丸となって実現に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2

機関投資家や海外投資家の比率が相当数に達した段階で、議決権の電子行使や招集通知の英訳など適切に議決権を行使できる環境を整備します。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、長期的視点に立った経営戦略を策定・実行することが最も重要と考え、その一環として、経営の継続と将来に向けた経営の安定性を確保する目的で株式を政策保有しています。

政策保有の方針としては、保有することの便益、資本効率、相手先企業との円滑かつ良好な関係の維持強化、新たな事業展開などを視野に入れています。

保有継続の可否は、個別の銘柄ごとに保有の目的・方針に基づき、毎年、取締役会で総合的に評価・検証し、当社の企業価値の向上に資するか どうかを判断基準としています。この基準により本年は政策保有株式の一部を売却処分いたしました。

政策保有株式に係る議決権の行使については、ガバナンス体制、投資効率、配当性向などの要素をもとに、重要な議案の賛否が当社の長期的な企業価値の向上に資するか否かを判断し、適切に決定します。

【原則2-6 企業年金のアッセトオーナーとしての機能発揮】

企業年金の積立金の運用は、従業員の安定的な資産形成と会社の財政状態に影響を与えることを十分認識し、年金の受託機関を通じ運用リスクができるだけ小さくなるよう投資先を選定しています。運用については、受託機関からの年間の年金財政の報告書をもとに見直し、期待運用収益と大きな乖離が生じないように配慮しています。

アッセトオーナーとして運用の専門性を高めるための適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などについては、安定的な資産形成と会社の財政状態に与える影響の度合いを考慮しながら、適切な資質を持った人材の育成に取り組んでまいります。また、運用面で受託機関や投資先の選定などにおいて、会社と企業年金の受益者との間に生ずる利益相反につきましては、担当部署を通じ適切に管理いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(高圧ガス工業グループの企業理念)

本報告書 . コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 1. 基本的な考え方をご参照下さい。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

本報告書 .コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 1.基本的な考え方をご参照下さい。

(取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き)

当社の経営陣幹部・取締役の報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績の目標達成度によって変動する賞与によって構成され、基本報酬の水準は、国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ、当社の業績、従業員の賃金水準などを勘案して決定します。また、個々の基本報酬及び賞与については、それぞれの能力、貢献度、期待度などを勘案して決定します。

経営陣幹部・取締役の報酬の決定に当たっては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が毎年、報酬の決定方針、報酬内容、報酬水準等を審議し、取締役会に答申・提言します。

指名·報酬諮問委員会の組織·機能については、本報告書 . 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織 2.現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要をご参照下さい。

(取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行なうに当たっての方針と手続き)

経営陣幹部・取締役候補については、能力と人格に優れ、当社事業に関し豊富な経験と高い見識を有し、リーダーシップを発揮することで、事業の伸長と企業価値の向上に資する人材であることを条件としています。候補の指名は、取締役会が監督機能と意思決定機能が十分に発揮できるよう取締役会全体としての見識・経験の多様性及びバランスを考慮しながら、取締役会で最適の人材を指名します。経営陣幹部の解任は、会社

の業績の適切な評価結果または上記条件のいずれかを欠くと評価される事態が生じたときに、取締役会で調査・協議のうえ解任を決定します。取 締役の解任に至るときは、株主総会の決議により決定します。

監査役候補については、良識と高い倫理観があり、能力と人格に優れ、豊富な経験と高い見識を有する人材であることを条件としています。候補の指名は、監査役会の監査機能が十分に発揮できるよう監査役会全体としての見識・経験の多様性及びバランスを考慮しながら取締役会で最適の人材を指名し監査役会の同意を得たうえ取締役会で決定します。また、監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を選定いたします。

取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行なうに当たっての手続きは、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、選解任・候補指名の決定方針、選定基準等を審議し、取締役会に答申・提言します。

(取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行なう際の個々の選任・指名についての説明)

個々の選任については、株主総会招集通知のそれぞれの議案に記載しております。経営陣幹部の解任については、解任事案がないため記載していません。

【補充原則4-1】

当社には、CEO等の後継者計画及び後継者候補の計画的な育成の仕組みはなく、後継者を選任すべきときには取締役社長が後継者候補を立 案しています。指名された後継者候補については、指名・報酬諮問委員会が、取締役社長からその理由について十分な説明を受け、経営戦略や 経営計画も踏まえた検討を加えたうえで、これを取締役会に答申・提言します。

取締役会においては当該候補者が、能力と人格に優れ、当社事業に関し豊富な経験と高い見識に基づく高度の経営判断ならびに経営戦略・経営計画を実現するリーダーシップを発揮して事業の伸長と企業価値の向上に資する人材かどうかを評価・審議して決定しています。

後継者計画及び後継者候補の計画的な育成の仕組みはありませんが、後継者候補には、十分な時間と資源をかけて、取締役社長等からその資質を高めるために必要な経験と見識を得られるよう、また、高度な経営判断をなし得る能力の育成と指導をしています。

【補充原則4-2】

当社の経営陣の報酬は、業績に連動しない基本報酬と業績の目標達成度によって変動する賞与によって構成され、基本報酬の水準は、国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ、当社の業績、従業員の賃金水準などを勘案して決定します。また、経営の継続性・安定性を確保することが果敢な経営判断をするためのインセンティブになり、長期にわたる持続的成長と企業価値の向上をもたらすことから、個々の基本報酬及び賞与については、それぞれの能力、貢献度、期待度などを勘案して決定します。なお、経営陣はすべて役員持株会を通じて継続的に当社株式を取得しており、業績目標を達成するためのインセンティブになっております。

経営陣の報酬は、株主総会で決議された報酬の枠内で権限を委譲された取締役会において決定します。決定に当たり、指名・報酬諮問委員会が報酬の決定方針、報酬内容、報酬水準等について審議し、答申・提言します。個々の経営陣の報酬については、取締役会決議により代表取締役に一任します。

【補充原則4-3】

CEOの選解任手続きは、会社における最も重要な戦略的意思決定であり、原則3 - 1に記載のとおり指名・報酬諮問委員会が答申・提言し、取締役会で決定しています。解任については、時機を逸しないよう臨時の指名・報酬諮問委員会、取締役会を招集し、適時に対応いたします。

【補充原則4-3】

経営陣幹部の解任は、会社の業績の適切な評価結果、または、課題やリスクを発見する能力、報告などから事実を正しく認識し分析する能力、経営計画の進捗についてモニタリングと助言をする能力、取締役会で闊達な意見が述べられる精神的な自立性を有することの条件のいずれかを欠くと評価される事態が生じたときに、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が答申・提言し、取締役会で決定します。取締役の解任に至るときは、株主総会の決議により決定します。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

当社は、監査役会設置会社を採用しており、社外監査役3名を含む監査役会と社外取締役3名を含む取締役会が独立性·客観性を保ち、十分に監査·監督機能を果たしていますが、より独立性·客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関である指名·報酬諮問委員会を設置しています。

【補充原則4-10】

経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る方針と手続きは、原則3-1ならびに補充原則4-1 及び補充原則4-2 に記載のとおりですが、取締役会の審議の過程では、独立性・客観性を保ち、説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が答申・提言し、取締役会で決定しています。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

経営陣幹部・取締役の指名などに係る方針と手続きは、原則3-1及び補充原則4-1 に記載のとおりですが、取締役会の構成は、定款に定める15名以内の員数で取締役会の監督機能・意志決定機能が全体として最も効果的に発揮できるよう個々の取締役の見識・経験の多様性及びバランスを考慮しながら決定しています。ジェンダーや国際性の面での多様性は見識や経験の多様性に変容をもたらす可能性のある要素のひとつに過ぎず、当社の事業内容の特性と事業活動が主として国内市場を対象としていることからしても、取締役会の実効性確保の前提条件としての必要性を将来はともかく現時点では肯定することはできません。また、監査役のうち1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を選定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由での原則1 - 4の記載をご参照下さい。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役会規則の定めに従い、取締役と会社の取引、執行役員と会社の取引における自己取引・間接取引及び主要な株主と会社の取引の有無について各取締役に報告を求め、該当する取引については、取締役会で承認決議をしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由での原則2 - 6の記載をご参照下さい。

【原則3-1 情報開示の充実】

コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由での原則3-1の記載をご参照下さい。

【補充原則4-1】

取締役会の決議事項は、会社法等の法令及び定款に基づく取締役会規則に定めており、人事・組織等に関する事項、財務・経理等に関する事項、株式・社債等に関する事項、その他重要事項は、取締役会の決議をもって決定することとし、経営上の重要事項以外は経営陣に委ねています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら以下の点を中心に健全で効率的な企業運営に資するかどうかなどを総合的に勘案して選定しています。

- (1)当社の事業内容や業界について精通し、会社経営について豊富な知識と経験に基づいた有益で客観的かつ公正な立場からの助言と監督を期待できること。
- (2)専門的な知識が豊富で、その分野についての高い見識に基づいて、有益で客観的な立場からの助言と監督を期待できること。

【補充原則4-11】

取締役会は、専門知識や経験等の異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数として15名以内と 定款に定めています。

【補充原則4-11】

当社の取締役·監査役は、社外取締役·社外監査役を含め、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮するよう、十分に時間を費やし、取締役·監査役としての職務を全力で遂行しています。

また、取締役・監査役の兼任先については、上場企業の役員をはじめ、兼任先の役職を確認し、当社の取締役・監査役としての職務の遂行に問題がないことを確認しています。なお、取締役・監査役の主な兼任状況については、株主総会招集ご通知の参考書類、有価証券報告書等で開示しています。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、年一回「取締役会の役割と責務の実効性」、「取締役会の審議事項の妥当性」、「次年度に取り組むべき課題」等を討議し、取締役会の実効性をはかるうえでの課題を認識し、また、その解決策を実践しています。

【補充原則4-14】

当社は、当社の取締役及び監査役が、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、一層高度な知見を得るに必要な支援を行なっています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主等との建設的な対話を重視し、IR広報担当取締役・執行役員、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて合理的な範囲で対話の場を持つよう努めています。当社経営方針にかかる理解を得る努力を行なうとともに、株主等の声に耳を傾けることで、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
デンカ株式会社	6,906,198	12.51
こうあつ共栄会	6,849,153	12.40
共栄火災海上保険株式会社	4,003,000	7.25
大陽日酸株式会社	3,142,000	5.69
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口再信託受託者 資産管理サービス信 託銀行株式会社	2,717,000	4.92
株式会社三菱UFJ銀行	2,471,427	4.47
高圧ガス社員持株会	1,610,550	2.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,397,800	2.53
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,225,700	2.22
北陸工業瓦斯株式会社	886,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員 数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	会社との関係()											
Ca Ca	月 11年	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
吉高 紳介	他の会社の出身者											
笹野 哲郎	弁護士											
山村 忠夫	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉高 紳介		デンカ株式会社 取締役会長	デンカ株式会社の元代表取締役であり、会社 経営についての豊富な知識と経験に基づいた 客観的な視点からの助言や意見をいただける からであります。

笹野 哲郎	弁護士	長年にわたる当社顧問弁護士としての経験から当社の事業内容に精通しており、また、弁護士として培われた豊富な専門的知識と経験により、客観的な視点からの助言や意見が期待できるからです。上記aからjのいずれにも該当せず、一般株主と利害相反の生じるおそれもないことから、独立役員に指定しました。平成6年11月から平成27年3月まで当社の顧問弁護士であり、当社から顧問料を支払っていましたが、多額ではなく独立性の判断に影響を与えるものではありません。
山村 忠夫	弁護士	弁護士として培われた豊富な専門知識と経験があり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行し、当社のガバナンス機能強化につながる助言を期待できるからです。上記aからjのいずれにも該当せず、一般株主と利害相反の生じる恐れもないことから、独立役員に指名しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名·報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名·報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社外取 締役

補足説明

当社は、取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役・監査役候補者の指名等や取締役・執行役員の報酬等に係る重要な事項について適切な答申・提言を得る体制としています。

【監查役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室の監査計画、監査の実施内容及び監査結果について適時に説明を受けるとともに、会計監査人と定期的に情報交換を実施し相互の連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	3名

会社との関係(1)

正夕	会社との関係()													
K a	<i>[</i> 5]主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	ı	m

狩野 仁	他の会社の出身者
山崎 勇	弁護士
長島 広明	公認会計士

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- L 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野 仁		元三菱UFJ信託銀行株式会社 執行役 員	長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社で証券代行業務に携わられた経歴があり、企業のガバナンスについて高い見識と豊富な経験を有していることから、当社のガバナンスの強化に繋がる専門的な視点からの監査が期待できることから独立役員に指定しました。
山崎 勇		弁護士	長年にわたる当社顧問弁護士としての経験から、当社の事業内容に精通しており、また弁護士として培われた豊富な専門知識と経験により、客観的な視点での監査を期待できることから独立役員に指定しました。なお、平成12年6月から平成23年3月まで当社の顧問弁護士であり、当社から顧問料を支払っていましたが多額ではなく、独立性の判断に影響を与えるものではありません。
長島 広明		公認会計士	公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験に基づいた、専門的な見地からの監査が期待できることから独立役員に指定しました。なお、平成29年4月から平成31年3月まで当社の会計顧問であり、当社から顧問料を支払っていましたが多額ではなく、独立性の判断に影響を与えるものではありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら以下の点を中心に健全で効率的な企業運営に資するかどうかなどを総合的に勘案して選定しています。

(1)当社の事業内容や業界について精通し、会社経営についての豊富な知識と経験に基づいた有益で客観的かつ公正な立場からの助言と監督を 期待できること

(2)専門的な知識が豊富で、その分野についての高い見識に基づいて、有益で客観的な立場からの助言と監督を期待できること

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

【補充原則4-2】

コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由での原則3-1及び補充原則4-2 の記載をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の総額(平成30年度分)

取締役 13名 305,800千円 監査役 5名 51,300千円 うち社外役員 5名 41,000千円

(注) 上記報酬等の総額には、第86期定時株主総会において決議された役員賞与55,000千円を含めています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

コーポレートガバナンスコードの各原則を実施しない理由での原則3-1及び補充原則4-2 の記載をご参照下さい。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

【補充原則4-13】

内部監査室における監査結果及び各部門からの報告により把握した業務執行や執行状況に関する問題点等を適宜取締役や監査役へ報告しています。

また、社外取締役や社外監査役からの指示を受けての社内連絡・調整は取締役会事務局及び常勤監査役が行ない、常時、情報を提供できる体制が整っています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会と取締役

当社の取締役会は、法定事項を含む経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行の監督にあたります。取締役の員数は、定款に定める15名以内で取締役会の監督機能・意思決定機能が全体として最も効果的に発揮されるよう、個々の取締役の見識・経験の多様性及びバランスを考慮しながら決定しています。現任の取締役11名、うち3名(うち2名は独立役員)は企業経営・法務等の豊富な知識と幅広い経験を有する社外取締役を任用し、独立した客観的な視点に立った経営の監督を行なっています。

社外取締役に対しては、取締役会の議案を事前に提供し説明を行なうほか、常勤監査役や社外監査役との会合により意見交換を行なうことで 情報の共有をはかっています。

取締役会は原則として年7回、必要に応じて臨時に開催しています。

(2)執行役員

取締役会の業務執行に関する意思決定と執行との連携をはかるため、執行役員制度を設けています。

執行役員は、取締役会決議により1年の任期で選任され、取締役会の意思決定にしたがい業務を執行する責任を負い、取締役社長から権限委 譲された業務について執行責任と業績に対する結果責任を負っています。

(3)経営会議

経営会議は、意思決定の迅速化と経営の効率性を確保するため、代表取締役、業務担当取締役及び常勤監査役ならびに執行役員で構成し、 取締役会の決議事項及び経営上の重要事項についての協議、取締役及び執行役員による業務執行の内容及び結果が報告され、取締役会に上 程する重要事項の事前のリスク評価や進捗の管理が行なわれています。

経営会議は原則として年10回、必要に応じて臨時に開催しています。

(4)任意の指名・報酬諮問委員会

取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役と取締役社長で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員長は、独立社外取締役から選任されます。

指名・報酬諮問委員会は、指名に関しては、代表取締役・役付取締役の選解任と取締役・執行役員候補の指名及び監査役候補者の指名につき、決定方針、選定基準を、報酬の決定に際しては決定方針、報酬内容及び報酬水準等を審議のうえ取締役会に答申・提言します。

(5)監査役監査

監査役会は、監査役4名で構成され、うち3名がそれぞれ企業ガバナンス・法務・財務・会計等の豊富な知識と幅広い経験を有する社外監査役であり、独立した客観的な視点から実効性の高い監査を行なっています。社外監査役1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役会は原則として年7回開催しています。

監査役は、取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、適時適切な意見を述べることにより、取締役の業務執行を監査しています。社外監査役に対しては、会議の議案を事前に提供し説明を行なうことで、情報の共有化をはかっています。

また、監査役は、業務執行の監査を監査役会で協議決定した監査方針、監査計画に基づき、事業場への往査、部門責任者へのヒアリング、重要書類の閲覧などを通じて業務執行の適法性について監査しています。

グループ会社の監査については、子会社への往査、子会社の経営責任者へのヒアリングを行なうほか、定期的に子会社の監査役で構成する関係会社監査役会議に出席し子会社の監査役との連携をはかっています。

監査の実効性を高めるため、定期的な会合を開き、代表取締役、社外取締役との意見交換、会計監査人との監査の方法と監査結果について意見の聴取、内部監査担当者との意見交換を行なっています。

(6)内部監查

取締役社長の直轄の組織として、内部監査室を設置しています。内部監査室は専任の2名で構成され、当社及びグループ会社の内部統制に係る業務執行状況及びリスク管理の適正性と有効性を評価しています。監査結果は、代表取締役ならびに常勤監査役に報告しています。内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に会合を開いて意見及び情報を交換し、相互の連携を強化しています。

(7)会計監査人

会社法と金融商品取引法に基づ〈監査を、有限責任監査法人トーマツが行なっています。同監査法人は、当社の監査に同一の業務執行社員等が一定期間を超えて関与することがないよう自主的な措置を施しています。監査法人及び当社監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社との間に、特別な利害関係はありません。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役の職務執行に対し、独立性と客観性のある監査・監督機能をいかに有効に働かせることができるかが最も重要と考え、以下の理由から監査役会設置会社を選択しています。

- (1)当社取締役会においては、企業経営の経験者、弁護士等である社外取締役に加え、企業ガバナンスの専門家、弁護士、公認会計士等である社外監査役が、高い専門性や見識からの多様な意見を述べることで、適切で充実した審議がなされ、職務執行の監査・監督に効果が上がること。 (2)社外取締役及び社外監査役に対しては、適時に社内情報を提供するとともに、特に常勤監査役が重要な会議に出席するなど監査に関連して収集した情報は、取締役会への監査報告のほか、社外取締役へも報告され、情報の共有と連携により職務執行の監査・監督の実効性が担保されていること。
- (3)監査役は、監査等委員会設置会社や指名委員会設置会社と異なり、取締役会で自ら議決権を行使することができないため、独立した立場で、 取締役の職務執行に関し、客観的な立場での監査が可能になること。独立社外監査役の監査は、さらに独立性と客観性が高まることが期待でき ること。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

- 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 実施していません。
- 2.IRに関する活動状況

	補足説明	
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公正・公平な会社情報の開示を適切に行なえるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資家への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでいます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、「R・広報担当に取締役・執行役員を選任しており、これらの「R・広報担当が各事業部門等から情報を収集し、インサイダー情報及び重要情報の管理に留意しながら、株主等との対話に対応します。株主等との対話の中で得られた貴重な情報等については、経営会議や取締役会で報告し効果的に活用します。また、個別面談以外の対話の手段についても、その充実をはかってまいります。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定 当社は、企業倫理行動指針で、株主、顧客、協力会社、社員などのステークホルダーを尊重し、健全で良好な関係を築くことを定めています。また、この指針を当社ウェブサイトで公開しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化や将来のリスクに柔軟に対応し、健全で効率的な経営を行なうため、法令遵守、リスク管理、業務の効率化、適正な財務諸表の作成などを目的とする経営管理組織を整備し、チェック体制の効果的な運用により経営目的の達成と企業の存続をはかります。

2. 整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づいて「内部統制システムの構築」について、取締役会で決議を行なっており、その決議内容と整備状況は次のとおりであります。

(1)取締役及び執行役員ならびに使用人(以下「役職員」という)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 役職員は、企業理念、企業倫理行動指針に基づき、適法かつ公正な事業活動に努める。

法的要求事項を遵守するため、当社の企業倫理委員会が、コンプライアンス基本規程に基づき、コンプライアンスに係る全社的な管理ならびに 啓発・教育を行なう。

法令違反等コンプライアンスに係る問題の早期発見と是正をはかるため、外部の窓口に直接通報できるグループ内の通報制度を設置する。 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から職務の執行を監督する。また、監査役、社外役員の意見を得て監査、監督の客観性と有効性を高める。

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である内部監査室を設置し、内部統制に係る業務及びリスク管理の適正性と有効性を評価する。また内部監査室は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制報告書」の作成を目的とした、統制活動の整備・運用状況の検討・評価を行ない、その結果を代表取締役ならびに常勤監査役に報告する。

反社会的勢力の介入防止のため、企業倫理行動指針で反社会的行為への関与を禁止し、反社会的勢力との一切の関係遮断のための体制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、その他重要な会議における情報、取締役の職務執行に係る情報は、関連諸規程に従い、文書または電磁的記録媒体(以下「文書等」という)に記録し適切に保存する。

取締役、監査役、内部監査室が、これらの文書等の閲覧を要請した場合は、直ちに提出できる体制とする。

法令または証券取引所の規則等に基づいて開示すべき情報については、適正性の確保をはかり、速やかに開示する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループに発生することが想定されるリスクの監視及び統括は、リスク管理規程に基づき、経営会議が行なうものとし、リスクの洗い出しとその軽減をはかる。

企業活動に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象の発生時には、非常事態対策規程等に基づいて対策本部を設置し、対策本部長として代表取締役社長が指揮命令を下し、その対応にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

意思決定機関である取締役会とは別に、取締役及び監査役ならびに執行役員で構成する「経営会議」を設置し、業務執行に係る重要事項について検討・協議することにより、取締役会の意思決定の迅速化をはかる。

組織規程及び職務分掌規程に定める各組織単位の責任業務と役職員の職務権限の合理的な配分により、職務執行の効率化をはかる。 取締役会及び経営会議は、経営効率を阻害する要因の排除・低減等により、全社的な業務の効率化をはかる。

(5)企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体のコンプライアンスやリスク管理に関する諸施策は、グループ会社各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社のグループ会社責任部門・管理責任部門がその状況を監査する。

当社の経営会議及び取締役会は、関係会社管理規程に基づき、当社グループ会社に対してその業績状況・決算状況等を定期的・継続的に報告させる。

当社の経営会議及び取締役会は、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行ない、連結業績向上に資するよう、グループ会社を支援・指導する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役から監査を実効的に行なうための補助使用人の選任要請があった場合は、監査役スタッフとして補助使用人を置く。

当該補助使用人は監査役スタッフとしての業務に関し、監査役の指揮命令を受ける。

(7)取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

監査役は、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人ならびに監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行なう機会を確保する。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行なう。

当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合またはその恐れがある場合は、監査役にその内容を報告する。また、当社または当社グループ会社が設置する内部通報窓口への重大な通報案件についても、監査役に報告する。

監査役は、監査役と当社グループ会社の監査役との連携及び当社グループ会社の役職員からの情報収集の機会を確保する。

監査役は、重要な会議の議事録、その他重要書類(電磁的記録を含む)をいつでも閲覧することができる。

当社は、監査役への報告を行なった当社及び当社グループ会社の役職員に対して、不利益な取扱いを行なわない。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その請求により支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、当該勢力による被害を防止する観点から、当社コンプライアンス体制の基盤である「企業倫理行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決します。」と基本指針として定めています。

反社会的勢力への対応は、総務人事部を主管部署とし、社外の企業防衛を目的とする組織に参加して情報収集するほか、地元警察署との相談 や顧問弁護士の指導のもとに、反社会的勢力を排除する内部統制体制を整備しています。

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 当社におけるコーポレート・ガバナンスの社内体制図は、別添1のとおりです。

2.適時開示体制の概要

(1)適時開示の基本的な方針

当社は、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを認識するとともに、投資家の視点に立って会社情報を迅速、正確かつ公平な開示を行なえるよう社内体制の充実に努めるなど、投資家への会社情報の適時適切な開示に努めています。

当社では、法令及び金融商品取引所の定める規則に従い、重要事実について開示します。また、重要事実に該当しない投資判断に重要な影響を及ぼす重要情報についても開示する場合は、公平に伝達されるよう配慮します。

(2)適時開示の手続き

(イ)決定事実に関する情報は、管理本部長が情報の集約と管理を行ない、重要性と適時開示の要否の判断を、IR担当・総務人事部長・財務経理部長・経営企画部長・経営管理部長・関連部署で構成する情報管理連絡会で検討します。取締役会または取締役会への付議が不要な事項については経営会議で承認後、IR担当者が速やかに開示します。

(ロ)発生事実に関する情報は、各部門の情報連絡担当者から速やかに管理本部長に情報が集約され、情報管理連絡会での検討を経て、取締役社長に報告後、IR担当者が速やかに開示します。

(八)決算に関する情報は、管理本部長が財務経理部からの報告を受け、情報管理連絡会で内容を検討します。取締役会の承認後、IR担当者が速やかに開示します。

(二)適時開示の方法は、法令及び規則に基づく重要事実の開示は、TDnetに登録し、登録後速やかに報道機関に当該情報を提供し、当社ホームページにも掲載します。

また、重要事実に該当しない重要情報は、当社ホームページに掲載して開示します。

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制図は、別添2のとおりです。



